

くまもと障がい者プラン
(第6期熊本県障がい者計画)
の進捗状況について
(令和3年度～令和8年度)

第6期熊本県障がい者計画について

第6期計画の基本的な考え方は次のとおりです。

1 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として、本県における障がい者の状況を踏まえて策定するものです。

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには策定するものであり、本県の障がい者施策に関する基本的な計画として位置付けています。

2 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間を計画の対象期間とします。

この計画は、障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する障害福祉計画（※）と一体となって県の障がい者施策を推進するために、両計画の改定のサイクルを統一し、第5期計画と同じ6年間とっています。

なお、施策の実施状況や社会情勢等を踏まえ、令和6年3月に中間見直しを行いました。

※障がい福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項等の規定に基づき、障害福祉サービスの必要な見込み量を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画。国が定める基本指針（厚生労働省告示）により計画期間が3年間と定められ、現計画の期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとなっている。

3 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

障害者権利条約の批准や第4次障害者基本計画の策定等の国の動向を踏まえ、県において制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の前文に掲げる「共生社会の実現」を目指す姿とし、その実現に向けた取組みを総合的に推進することとします。

4 基本理念

目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第5期計画の考え方を継承し、SDGsの趣旨を踏まえ、次の3つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

「目指す姿」で掲げる、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を県民みんなで築いていきます。

なお、「ともに生きる」という概念は、第3期計画（平成15年度（2003年度）から継承される基本理念です。

自らの選択・決定・参画の実現

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人、一人一人が主体的に、自らの選択により、意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、施策の充実を図っていきます。

また、障がいのある人の自己選択・意思決定・社会参画が可能になるよう、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労等の関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。

安心していきいきと生活できる環境づくり

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人を取り巻く物理的な障壁や、障がいのある人に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図っていきます。

5 重点化の視点

4で掲げた3つの基本理念のもと、「共生社会の実現」に向けて、第6期計画期間内に重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点化の視点」として掲げ、5つの視点から分野別施策の取組の充実を図ります。

県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の権利を擁護する取組や、障がいの特性に応じた適切な配慮についての理解を深める取組を進めます。

地域で安心して生活できるための支援

施設入所者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行います。

また、障がいのある人が地域生活を安心して続けられるよう、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、支援体制の充実を図ります。

家族等に対する支援

障がいのある人を身近で支える家族を始めとする関係者にも寄り添った支援の充実を図ります。

障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、障がいのある高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障がい者に配慮した支援を促進します。

災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

近年の大規模災害の頻発や感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備や日常生活における備えの検討を行い、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

6 分野別施策（※分野のみ掲載）

① 地域生活支援

② 保健・医療

③ 教育、文化芸術活動・スポーツ

④ 雇用・就業、経済的自立の支援

⑤ 情報アクセシビリティ

⑥ 安全・安心

⑦ 生活環境

⑧ 差別の解消及び権利擁護の推進

第6期熊本障がい者計画の進捗状況

第6期計画(令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度))における数値目標の達成状況は次のとおりです。

数値目標の達成状況

達成状況	項目数(割合%)			
	令和3年度 (策定期)	令和4年度	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度
A	4(10.8%)	6(16.2%)	2(5.1%)	5(12.8%)
B	13(35.1%)	16(43.2%)	20(51.3%)	22(56.4%)
C	13(35.1%)	10(27.0%)	3(7.7%)	4(10.3%)
D	7(18.9%)	5(13.5%)	12(30.8%)	8(20.5%)
－	0(0.0%)	0(0.0%)	2(5.1%)	0(0.0%)
項目数	37	37	39	39

A：達成率100%以上

B：達成率80%以上100%未満

C：達成率50%以上80%未満

D：達成率50%未満

－：実績値がないなど、評価できない項目

※令和5年度(中間見直し)の達成状況については、前回報告と達成状況が変更しているものがあります。

(P6のNo1, No. 2, P8のNo. 10, P11のNo. 25)

8つの分野別施策ごとの施策の実績は次のとおりです。

分野別施策Ⅰ 地域生活支援

【施策の方向性】

- 障がい者の高齢化や重度化等に伴う多様なニーズに対応した居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図ります。
- 多様な障がい特性に応じたきめ細やかな地域生活支援の充実を図ります。

(1) 地域移行・地域定着

- ① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援
- ② 自立生活の援助
- ③ 地域生活支援拠点等の整備・充実
- ④ グループホームの整備

(2) 日常生活支援

- ① 在宅サービスの量的・質的充実
- ② 日中活動系サービスの充実
- ③ 日中一時支援事業の充実
- ④ 日常生活用具の充実
- ⑤ 意思決定支援の充実

(3) 相談支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 基幹相談支援センターの設置促進
- ③ 相談支援に従事する職員の養成
- ④ 身体・知的障害者相談員及び民生委員・児童委員の養成

⑤ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

(4) サービス提供体制

- ① サービスを提供する人材の確保
- ② サービスを提供する人材の養成
- ③ サービスの質を高める取組の促進
- ④ 繼続的なサービス提供体制の確保

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

- ① 発達障がい者支援センターなどによる総合的な支援
- ② 発達障がい児(者)への医療提供体制の整備等
- ③ 発達障がい児(者)の家族への支援の充実
- ④ 医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)への支援
- ⑤ 医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実
- ⑥ 難聴児への支援の充実
- ⑦ 強度行動障がいのある人への支援
- ⑧ 高次脳機能障がいのある人への支援
- ⑨ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供
- ⑩ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援
- ⑪ 病気の治療と仕事の両立

<数値目標の達成状況> ★は中間見直しで設定した数値目標

No	項目	単位	R1年度末 (策定時点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度 末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	人数	-	62 (R2-R4年度の累計)	22 ^注	19	166 ※4	34.5	D
2	福祉施設入所者数の減少数	人数	-	124 (R2-R4年度の累計)	30 ^注	21	138 ※4	45.7	D
★3	基幹相談支援センターの設置市町村数	市町村	-	8	8	11	45	24.4	D
★4	地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	人	-	-	15	16	31	51.6	C
5	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	累計 人数	615	759	837	914	935 ※2	97.7	B
6	ペアレントメンター登録者数メンター登録者数	累計 人数	69	87	94	102	111 ※2	91.8	B
★7	医療的ケア児支援のための協議の場設置市町村数	市町村	-	15	15	40	45	88.8	B
8	医療的ケア児等コーディネーター配置市町村数	市町村	8	4	17	24	45	53.3	C
9	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	累計 人数	1,795	2,556	2,798	3,081	3,895 ※2	79.1	C

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定時点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 R8年度までの累計が目標値。

※3 (上表で該当項目なし)

※4 R6年度からR8年度の3年間の累計が目標値。目標値の1/3を達成率100%として達成状況を判定。

※5 R5年度末の実績値の網掛けは、前回報告を正しい数値に修正。

(注) No. 1及びNo. 2については、目標値はR6年度からR8年度の累計数のため、R5年度末は評価しない。そのため、P4の『数値目標の達成状況』におけるR5年度（中間見直し）の達成状況は「-」としている。

分野別施策2 保健・医療

【施策の方向性】

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図ります。
- 精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図ります。

（1）療育

- ① 地域療育体制の充実
- ② 早期発見・早期支援の推進（1次圏域）
- ③ 児童発達支援センターによる支援（2次圏域）
- ④ こども総合療育センターにおける療育支援（3次圏域）

（2）精神保健医療

- ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ② 精神科救急医療体制の強化
- ③ 精神保健福祉センターの機能充実
- ④ こころの医療センターの機能充実
- ⑤ 医療機能の明確化・相互の連携
- ⑥ 自殺対策の推進
- ⑦ 依存症対策の推進
- ⑧ 心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健医療の提供
- ⑨ 精神医療における人権の確保

（3）保健・医療

- ① 医療費負担の軽減
- ② 障がい児（者）への歯科保健医療の提供

<数値目標の達成状況>

No	項目	単位	R1年度末 (策定時点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
10	精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (厚生労働省が公表している各時点での直近のデータを使用しているため、実績値の時点と評価年度に差がある)	日	-	306 (H28年度末)	316 ^注 (R3年度末)	316 (R4年度末)	326 (R6年度末)	96.9	B
11	精神障がい者の精神病床における1年以上長期入院患者数 (患者の住所地での患者数)	人	-	65歳以上 3,513 ^注	3,356 ^注	3,213	65歳以上 2,524	78.6	C
			-	65歳未満 1,198 ^注	1,151 ^注	986	65歳未満 939	95.2	
12	精神障がい者の精神病棟における早期退院率	%	-	3か月以上 51.6	53.2	55.5	3か月以上 68.9	80.6	B
			-	6か月以上 76.7	77.0	79.2	6か月以上 84.5	93.7	
			-	1年以上 84.9	84.1	88.6	1年以上 91.0	97.4	
13	かかりつけ医等の心の健康対応向上研修会受講者数	累計 人数	476	700	750	792	826 ※2	95.8	B
14	自殺死亡率(人口10万人 対)	人/年	15.5	18.5	16.1	15.2	13.0	85.5	B
15	障がい児(者)のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合	%	37.8	66.2	71.6	75.7	87.8	86.2	B

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定時点(-の時は、中間見直し時点)より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

また、1つの項目で複数の数値目標がある場合、最も低い数値目標を記載。

※2 R8年度までの累計が目標値。

※3 (上表で該当項目なし)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 R5年度末の実績値の網掛けは、前回報告を正しい数値に修正。

(注) No.10については、令和5年度末の実績値を、前回報告では「国からの最新のデータが発出されていないため評価不可」としていたが、今回報告では、令和3年度末の実績値にて評価を行っている。

No.11については、長期入院患者数の算出方法を国の指針に合わせて「病院の所在地での患者数」から「患者の住所地での患者数」に見直したため、令和4年度末(中間見直し時点)の実績値、R5年度末の実績値(網掛け)を修正している。

分野別施策3 教育、文化芸術活動・スポーツ

【施策の方向性】

- 障がいのある幼児児童生徒が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。
- 障がいのある人との人が共に学ぶインクルーシブ教育システムを推進するとともに、読書環境整備等により生涯学習活動を支援します。
- 文化芸術活動やスポーツ等への参加を通して、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

(1) 教育における支援体制

- ① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実
- ② キャリア教育の充実
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実
- ④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援
- ⑤ 全ての学校における支援体制の充実

(2) 教員等の専門性向上

- ① 教員の専門性向上
- ② 放課後児童支援員の専門性向上と配置の支援
- ③ 保育士の専門性向上

(3) インクルーシブ教育システム

- ① インクルーシブ教育システムの推進

(4) 教育環境整備

- ① 県立特別支援学校の教育環境整備
- ② 学校施設のバリアフリー化

(5) 生涯を通じた多様な学習活動の支援

- ① 生涯を通じた学習活動の支援
- ② 公立図書館における障がいのある人の読書環境の整備

(6) 文化芸術・スポーツ

- ① 文化芸術を通した社会参加の促進
- ② スポーツ・レクリエーションを通した社会参加の促進

<数値目標の達成状況>

No	項目	単位	R1年度末 (策定期点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
16	個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引き継ぎ率	%	64.7	96.0	97.7	97.9	100	97.9	B
17	県立普通高校（分校を除く）のエレベーター設置率	%	82.8	90.0	93.1	93.1	100	93.1	B
18	初級障害者スポーツ指導員数 (熊本県障害者スポーツ指導者協議会登録者数)	人数	461	295	339	364	650 ※2	56.0	D

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定期点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 R8年度までの累計が目標値。

※3 (上表で該当項目なし)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 R5年度末の実績値の網掛けは、前回報告を正しい数値に修正。

分野別施策4 雇用・就業、経済的自立の支援

【施策の方向性】

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組を強化します。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
- 福祉と農業の連携による就労支援の取組など多様な就労支援を推進します。
- 工賃水準の向上のための取組として、障害者就労施設等からの優先調達や新たな販売スタイルの活用を推進します。

(1)雇用促進

- ① 企業等の障がい者雇用への理解促進
- ② 総合的な就労支援体制の構築
- ③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

(2)職業能力開発

- ① 職業訓練の充実
- ② 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

(3)多様な就労支援

- ① 福祉と農業の連携による就労支援
- ② 多様な障がいの特性等に応じた就労支援

(4)福祉的就労の底上げ

- ① 就労継続支援A型事業所への指導・支援
- ② 工賃水準の向上に向けた取組の推進
- ③ 優先調達の推進
- ④ 新たな生活様式に対応した販売方法の活用推進

(5)経済的自立の支援

- ① 経済的自立の支援

<数値目標の達成状況> ★は中間見直しで設定した数値目標

No	項目	単位	R1年度末 (策定時点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成状況
19	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間 人數	-	262	287	319	313	101.9	A
20	就労定着支援事業の利用者	年間 人數	-	42	41	148	58	255.2	A
21	福祉施設から公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	年間 人數	-	319	276	285	433	65.8	D
22	障害者就業・生活支援センターの新規登録者数	件数	652	482	496	463	700	66.1	D
23	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率（6ヶ月）	%	78.0	85.6	83.7	88.7	88.0	100.8	A
24	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	58.0	42.0	38.0	43.4	60.0	72.3	D
★25	農福連携コーディネート事業において契約に至った新たな福祉事業所数	累計 件数	-	10	19	27	60 ※3	90.0	B
26	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	15,372	16,295	21,108	22,572	22,922	98.5	B

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定時点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 (上表で該当項目なし)

※3 R5年度からR8年度の4年間の累計が目標値。目標値の1/2を達成率100%として達成状況を判定。(R5年度末は、目標値の1/4を達成率100%として判定。)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 R5年度末の実績値の網掛けは、前回報告を正しい数値に修正。

分野別施策5 情報アクセシビリティ

【施策の方向性】

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。
- 意思疎通支援を行う人材の養成やヘルプカードの普及、手話言語条例の制定等により、障がいのある人が意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう支援します。

(1) 情報バリアフリー

- ① 分かりやすい広報の推進
- ② 障がい特性に応じた情報の提供
- ③ 災害時における情報伝達体制の整備

(2) 意思疎通支援

- ① 意思疎通支援を行う人材の養成・確保
- ② 意思疎通支援の推進
- ③ 情報通信技術等の活用促進

<数値目標の達成状況>

No	項目	単位	R1年度末 (策定期点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
27	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	累計 人数	1,434	1,465	1,471	1,485	1,525 ※2	97.0	B
28	要約筆記者養成研修修了者数	累計 人数	72	88	99	112	128 ※2	87.5	B
29	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	累計 人数	88	106	112	120	137 ※2	87.6	B
30	手話通訳者養成研修修了者数	累計 人数	1,211	1,258	1,311	1,343	1,355 ※2	99.1	B

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定期点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 R8年度までの累計が目標値。

※3 (上表で該当項目なし)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 (上表で該当項目なし)

分野別施策6 安全・安心

【施策の方向性】

- 災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた市町村における避難支援体制の整備を支援します。
- 感染症流行時における継続したサービス提供体制や、適切な医療・検査を受けることができる体制を整備します。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

(1) 災害対策

- ① 避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の策定支援等
- ② 避難所における支援体制の充実
- ③ 被災者の安全・安心の確保
- ④ サービスの利用再開に向けた支援
- ⑤ 入所施設等における災害対策の促進
- ⑥ 災害により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

(2) 感染症対策

- ① サービス提供体制の継続支援
- ② 在宅の重度障がい者等への支援
- ③ 医療・検査体制等の整備
- ④ こころのケア支援

(3) 外出・移動支援

- ① 移動支援の充実
- ② 身体障害者補助犬の普及
- ③ ハートフルサポーターの育成
- ④ ハートフルパス制度の普及啓発

(4) 防犯

- ① 障がい者への安全対策
- ② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進
- ③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援
- ④ 障害者支援施設の防犯対策

(5) 障がい者の消費者トラブル防止

- ① 地域での見守りネットワーク構築支援及び消費者安全確保地域協議会への移行促進
- ② 障がい者に対する消費者教育の推進

(6) 交流活動

- ① 「地域の縁がわ」の普及促進

<数値目標の達成状況>

No	項目	単位	R1年度末 (策定時点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
31	要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定率	%	2.5 (R2.2)	96	96.5	94.9	100	94.9	B
32	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	2,200	2,200	2,209	2,212	2,300	96.2	B
33	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	%	7.0	61.9	62.0	62.1	50.0以上	124.2	A

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定時点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 (上表で該当項目なし)

※3 (上表で該当項目なし)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 (上表で該当項目なし)

分野別施策7 生活環境

【施策の方向性】

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

(1) 住宅・建築物

- ① 県有建築物の整備
- ② 広報活動及び研修会等による啓発
- ③ 公的賃貸住宅の整備
- ④ 住宅改造に対する支援
- ⑤ 障がい者の居住支援

(2) 道路・都市公園

- ① 歩道等の整備
- ② 都市公園の整備

(3) 旅客施設・公共交通機関

- ① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

<数値目標の達成状況>

No	項目	単位	R1年度 末 (策定期点)	R4年度末 (中間見直し時点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
34	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	88.4	87.5	81.8	83.9	100	83.9	D
35	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	3,415	4,088	4,330	4,634	5,000 ※2	92.7	B
36	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	27.4	38.4	38.7	39.4	40.0	98.5	B
37	県が管理する道路のうち、歩道整備計画 ^(注1) における歩道のバリアフリー整備 ^(注2) 延長割合	%	71.4	76.7	78.2	80.7	90.0	89.1	B
38	乗合バスのうちノンステップバスの割合 ^(注3)	%	57.4	77.2	78.2	83.7	80.0	104.6	A

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定期点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 R8年度までの累計が目標値。

※3 (上表で該当項目なし)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 (上表で該当項目なし)

(注1) 歩道整備計画

整備計画地区（17地区、総延長73km、熊本市を除く）に平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検及び今回新たに通学路交通安全プログラムによる要対策箇所（132箇所、計64km）を追加した合計137kmを整備する計画

(注2) 歩道のバリアフリー整備

歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり

・歩道：有効幅員2m以上

・自転車歩行者道：有効幅員3m以上

・段差解消：歩道縁端部と車道との段差は2cm

・視覚障がい者用誘導ブロック：視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置

(注3) 乗合バスのうちノンステップバスの割合

低床のため走行する路線の地形上の理由（道路の勾配等）等により国の移動円滑化基準に適合不要の車両を除いた車両数に占めるノンステップバスの割合

分野別施策8 差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の方向性】

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供、虐待の禁止など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、障害者差別解消法の周知を進めます。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。
- 行政機関における障がいのある人への合理的配慮を徹底するとともに、その権利を円滑に行使できるよう必要な環境整備に努めます。

(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組推進

(2) 障がい者虐待防止

- ① 障がい者虐待防止対策の強化

(3) 成年後見制度等

- ① 成年後見制度の適切な利用の促進
- ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

(4) 行政等における配慮

- ① 行政機関における合理的配慮の推進
- ② 選挙等における配慮
- ③ 矯正施設入所者への支援

<数値目標の達成状況>

No	項目	単位	R1年度末 (策定期点)	R4年度末 (中間見直し時 点)	実績値 (R5年度末)	実績値 (R6年度末)	R8年度末 (目標値)	達成率 (%)	達成 状況
39	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	42.4	49.4	49.1	46.4 ^注	55.0	84.4	B

(A : 達成率100%以上 B : 達成率80%以上100%未満 C : 達成率50%以上80%未満 D : 達成率50%未満)

※1 実績値が策定期点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合はすべて「D」と記載。

※2 (上表で該当項目なし)

※3 (上表で該当項目なし)

※4 (上表で該当項目なし)

※5 (上表で該当項目なし)

(注)令和7年度の実績値は『57.5%』。